

平成12年9月18日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課

「IT革命を推進するための

電気通信事業における競争政策の在り方」担当 御中

北海道電力(株) 企画部次長 安田 俊明

電気通信審議会特別部会の「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」につきまして、今後の検討にあたっては以下の点を考慮される事を要望いたします。

電気事業者としても、高度情報通信社会の実現に向け、情報通信インフラの円滑な整備が重要であることは十分認識しており、これまでも下記の自主的な改善措置を講じてきたところである。

関係省庁検討会議において平成10年12月に公表された検討結果報告書の趣旨を踏まえ、電力各社は平成11年3月に電柱共架に関するパンフレットを作成し、共架料金・条件、対応窓口等を公表するとともに、通信事業者やケーブルテレビ事業者等からの利用申し込みに対して、公平かつ公正な運用に努めてきた。

また、平成12年6月には管路・洞道の利用にあたっての手続きや料金の算定等についても、パンフレットなどを通じて一般に公表したところである。

こうした自主的改善措置について、平成12年3月に公表された線路敷設権 関係省庁レビュー会議の結果でも、「具体的な苦情が寄せられなかったこと、具体的な問題点が明確化されなかったこと、線路敷設の円滑化が進展しているという現状、等から、事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見出すには至らなかった。」とされている。

以上のような取り組みにより線路敷設の円滑化が図られてきていることから、「線路敷設権問題」に関しては、公益事業者の設備開放ルールを整備し、これに沿った形での公益事業者の自主的な対応とすることが、規制緩和の流れにも沿うものとする。

仮に、「線路敷設権」の法制化によって設備の開放を義務づける場合には、以下の問題がある。

我が国においては電柱の7割が民有地に建設されており、「線路敷設権」の法制化によって設備の開放を義務づけることは、設備を所有する企業の私的財産権を制限するだけでなく、地権者の私的財産の制限にもつながることから、今後の電柱建設に極めて重大な影響を及ぼすことになる。

なお、民有地の電柱については、地権者との任意契約により設置しており、公益特権に基づくものは皆無である。

また、「線路敷設権」の法制化は、1本の電柱に複数のケーブルが敷設されることとなり二重投資となりかねない。このため、一部電気事業者等が開放を表明している既存の光ファイバケーブルによる芯線貸しを活用する方が効果が上がるものと考えられる。

以上